

定期報告制度改正（平成28年6月1日施行）にかかる定期報告対象 新旧対照表

1. 特定建築物

| 用途  | 改正前  | 改正後  |  | 報告時期 |
|---|--|--|--|------|
|   | 県細則指定<br>(表のいずれかに該当するもの)<br>用途に供する部分の階数及び床面積の合計                | 国政令指定<br>(表のいずれかに該当するもの)<br>用途に供する部分の階数及び床面積の合計<br>※該当用途が避難階のみのものを除く   | 県細則指定<br>(表のいずれかに該当するもの)<br>用途に供する部分の階数及び床面積の合計<br>※該当用途が避難階のみのものを除く                   |      |
| 1 劇場<br>映画館<br>演芸場  | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの<br>③主階が1階にないもの    | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの<br>③主階が1階にないもの<br>④地階にあるもの（100㎡超）   | ○指定なし（国政令指定対象のみ）   | 2年毎  |
| 2 観覧場<br>公会堂<br>集会場   | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの                   | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの<br>③地階にあるもの（100㎡超）  | ○指定なし（国政令指定対象のみ）   | 2年毎  |
| 3 病院<br>診療所（患者の収容施設があるものに限る。）<br>児童福祉施設等 <sup>※注1</sup>               | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの                   | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの<br>③地階にあるもの（100㎡超）<br>※児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（老人ホームなど）に限る。  | 児童福祉施設等（政令指定以外）<br>①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの<br>③地階にあるもの（100㎡超） | 2年毎  |
| 4 旅館<br>ホテル   | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの                   | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの<br>③地階にあるもの（100㎡超）  | ○指定なし（国政令指定対象のみ）   | 2年毎  |
| 5 下宿<br>共同住宅<br>寄宿舎   | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの                   | 〔共同住宅（※1）、寄宿舎（※2）〕<br>①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの<br>③地階にあるもの（100㎡超）<br>（※1）：高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（サービス付き高齢者向け住宅）に限る。<br>（※2）：高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）に限る。 | 〔下宿、共同住宅、寄宿舎〕<br>①5階以上の階にあり、かつ、対象用途の床面積の合計が1,000㎡以上であるもの                               | 3年毎  |
| 6 学校<br>体育館   | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの                 | ○指定なし（県細則指定のみ）<br>（ただし、学校に付属しない体育館は、7の項目とする。）  | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの  | 3年毎  |
| 7 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場<br>（※学校に付属しないもの）         | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの                 | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの  | ○指定なし（国政令指定対象のみ）   | 3年毎  |
| 8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店、物品販売業を営む店舗 | ①3階以上にあるもの（100㎡以上）<br>②対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの                   | ①3階以上にあるもの（100㎡超）<br>②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの<br>③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの<br>④地階にあるもの（100㎡超）  | ○指定なし（国政令指定対象のみ）   | 2年毎  |
| 9 上記に掲げるものを除き、事務所その他これらに類するもの   | ①階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分（100㎡を超える）を有するもの | 指定なし   | ①階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分（100㎡を超える）を有するもの                         | 3年毎  |

※注1 児童福祉施設等とは政令第115条の3第1項に掲げるもの

「児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を含む。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業の用に供する施設」

## 2. 特定建築設備等

| 種別                 | 改正前                                    | 改正後  |   | 報告<br>時期 |
|--------------------|--|--|---|----------|
|                    | 県細則指定<br>(表のいずれかに該当するもの)               | 国政令指定<br>(表のいずれかに該当するもの)   | 県細則指定<br>(表のいずれかに該当するもの)  |          |
| 昇降機 <sup>※注2</sup> | ①エレベーター<br>②エスカレーター<br>③小荷物専用昇降機       | ①エレベーター<br>②エスカレーター<br>③小荷物専用昇降機 (テーブルタイプを除く)                      | ①小荷物専用昇降機 (テーブルタイプ)   | 毎年       |
| 建築設備等              | ①指定建築物に設けた建築設備<br>(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置) | ①国政令指定建築物の防火設備<br>②病院、診療所又は高齢者・障害者等の就寝の用に供する<br>部分が200㎡以上の建築物の防火設備 | ①県細則指定建築物の防火設備<br>②国政令指定及び県細則指定の建築物に設けた建築設備<br>(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置) | 毎年       |
| 準用工作物              | ①観光用エレベーター<br>②遊戯施設                    | ①観光用エレベーター<br>②遊戯施設  | ○指定なし (国政令指定対象のみ)   | 毎年       |

※注2 昇降機については以下のものは対象外となります。

- ・住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機